

行政法 (配点 40 点)

以下の設例を読んで、設問に答えなさい。

【設例】

Z市の職員Xは、飲酒運転中に人身事故を起こし、被害者に全治3か月の傷害を負わせた。Xの任命権者であるZ市の市長Y（以下「Y」という）は、Xの上記行為が地方公務員法第33条に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当するとして、2021年2月1日付でXを懲戒免職処分（以下「本件処分」という）とした（地方公務員法第29条第1項第1号、第3号）。Xは同日これを知った。

Xは、本件処分に納得がいかなかったので、1カ月後の同年3月1日に、Z市の人事委員会に対して審査請求を行った（地方公務員法第49条の2第1項、第51条の2）。Z市の人事委員会はXに対し、同年6月1日、審査請求を棄却する旨の裁決（以下「本件裁決」という）を行い、Xは同日これを知った。

本件処分及び本件裁決が、行政事件訴訟法における処分であることを前提にして、以下の設問に答えなさい。

【設問1】 (配点 30 点)

Xは、従前どおりZ市の職員として勤務できるようにするために、行政事件訴訟法上いかなる抗告訴訟を提起すべきか。考えられる抗告訴訟を2つ以上あげて、もっとも適切と思われるものを解答しなさい。なお、現在が2021年9月11日であることを前提に検討しなさい。

【設問2】 (配点 10 点)

設問1で適切と考えた抗告訴訟をXが提起した場合、さらに仮の救済を求めるとした場合、いかなる法的手段によるべきか、解答しなさい。なお、当該手段の要件充足性について検討する必要はない。

〈資料〉 地方公務員法（昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号・抜粋）

（懲戒）

第 29 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

2～4 （略）

（信用失墜行為の禁止）

第 33 条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（不利益処分に関する説明書の交付）

第 49 条 任命権者は、職員に対し、懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を行う場合においては、その際、その職員に対し処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

2～4 （略）

（審査請求）

第 49 条の 2 前条第 1 項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ審査請求をすることができる。

2 （略）

3 第 1 項に規定する審査請求については、行政不服審査法第 2 章の規定を適用しない。

（審査請求期間）

第 49 条の 3 前条第 1 項に規定する審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内にしなければならない。

（審査請求と訴訟との関係）

第 51 条の 2 第 49 条第 1 項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会又は公平委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

以上